

「コメントの概要」中、コメントのうち重要と思われる部分にマーカーを付している。

「コメントへの対応（案）」中、検討が必要と思われる部分にマーカーを付している。
また、カッコ書きは、対応を検討するにあたっての事務局のコメントである。

審議事項（１）

主なコメントの概要とその対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
1. マネジメント・アプローチの導入について		
1) マネジメント・アプローチの導入	財務諸表利用者が経営者の視点で企業をより良く理解するための情報が得られる等のマネジメント・アプローチの長所や会計基準の国際的なコンバージェンスの観点から、マネジメント・アプローチの採用を支持する。	公開草案の取扱いを支持する意見である。
2) 現行のセグメント情報開示からの改善点	財務諸表を作成するための会計処理に基づいた情報は、財務諸表利用者にとって有用であるとの理解は一般的なものとなっていると思われる。このため、従来の財務諸表を作成するための会計処理に基づいたセグメント情報の開示に慣れた利用者に対し、開示のベースとなっている考え方が異なる点明確にしていきたい。 現行のセグメント情報の開示に対しては、「セグメント区分が不十分であり、財務諸表利用者の期待を満たしていないのではないか」、また「企業の経営の多角化を適切に反映した情報開示となっていないのではないかと」という批判がなされているとのことであるがマネジメント・アプローチに基づくセグメント情報を開示すると、このような批判が解消され、財務諸表利用者の期待をより満たす情報開示が実現されることになる根拠が明らかにされていないため「セグメント情報の開示基準」との比較を通して、現行制度と新しい基準の違いを明確にすべきである。 現行の日本基準の評価や総括が十分ではないため、マネジメント・アプローチに変更することの理由も説得性に欠けるのではないかと。 開示例の報告セグメントは、現行の基準で作成している事業の種類別セグメントとたいして変わらないような気がする。マネジメント・アプローチを採用したことによる変更点がよく分かるような事例を作成することはできないか。	現行のセグメント情報開示の取扱いとの比較について記述することを検討する。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
3) 競争上の障害について	マネジメント・アプローチの短所として「企業間の比較が困難になる」、「同一企業の年度間の比較が困難になる」、「企業の事業活動の障害となる可能性がある」ことが指摘されているが、このうち「企業の事業活動の障害となる可能性がある」という問題は、企業にとって根本的に重大な問題であるにも拘わらず、検討の経緯が明記されていない。検討の経緯を結論背景に記述することやその影響を小さくするための手当て等について検討すべきである。	「競争上の障害」に関する対応・文案について検討する。
4) 比較可能性について	企業間の比較可能性の問題については、現状においても既に発生している問題であり、マネジメント・アプローチを導入することで状況がさらに悪化するとは考えにくい。また、公開草案は、報告セグメント決定の量的基準を明記すると共に関連情報の開示を規定しており、これらはセグメント情報の比較可能性およびこれまでのセグメント情報との継続性を一定程度担保するものとして評価したい。	公開草案の取扱いを支持する意見である。
	マネジメント・アプローチの短所である「企業間の比較が困難になる」という点について、検討の経緯を結論背景に記述することやその影響を小さくするための手当て等について検討すべきである。	「企業間の比較可能性」については、「関連情報の開示」を求めたことなどにより、対応が図られている旨の記述がある（第 49 項）。
	意思決定に使用される情報が有用かどうかを判断する尺度として、基本原則（会計基準案 4 項）が定められているものの、具体的な基準はないため、比較可能性（他社比較）を重視した開示ではない点も明示する必要があると思われる。	比較可能性については、マネジメント・アプローチの短所として検討がなされた上でマネジメント・アプローチの導入を判断しており、その旨は、公開草案でも記述されている（第 46 項）。コメントの点を明示することも含め、さらに文案を検討する。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
5) マネジメン ト・アプローチ 以外による開示 について	現実的には米国会計基準や国際会計基準が意図しているような事業単位ごとの内部報告がなされていないケースも想定し、事業別のセグメントとなる企業が多数存在すると思われる。その場合、損益、資産、負債の配賦について、本会計基準が意図するマネジメントによる配賦にはならず、有用なセグメント情報とならない恐れがある。結果的に各企業に追加の実務負荷を強いることになりかねないことから、セグメントの質的・量的基準が満たされる限りにおいては、マネジメント・アプローチによらないことも認められる旨を検討願いたい。	企業によって、開示のアプローチが異なってしまうことは、適当ではないと考えられる。
2. 範囲について		
6) 連結子会社の 財務諸表につい て 【会計基準案 3 項】	連結子会社の個別財務諸表又は連結財務諸表についてセグメント情報の開示を免除してほしい。	自社が他企業の連結子会社であることを理由として、セグメント情報の開示を省略する取扱いは、当該企業の財務諸表が不十分な情報開示になってしまうと考えられる。
3. 基本原則について		
7) 財務諸表利用 者の判断を誤ら せる可能性につ いて① 【会計基準案 54 項】	マネジメント・アプローチに一定の歯止めを設ける本規定の趣旨に同意する。一方で、マネジメント・アプローチを採用しつつも財務諸表と一致させるべきと解釈されてしまう可能性があり、会計基準案 22 項における原則的な取扱いとの関係が不明確になる可能性があるため、表現を検討すべきである。	会計基準案第 54 項の趣旨はコメントのとおりであり、文案をさらに検討する。
8) 財務諸表利用 者の判断を誤ら せる可能性につ いて② 【会計基準案 54 項】	「損益計算書上は純額で処理しているにもかかわらず、最高経営意思決定機関に対して顧客からの対価の総額を報告していることを理由に、セグメント情報上、当該収益を総額により開示することは適当ではないと考えられる。」とあるが、社内において総額で取り扱っている以上、実務上の負担も考慮し、総額での開示も容認するような基準にしていきたい。	会計基準案第 54 項は、マネジメント・アプローチといっても財務諸表利用者に提供される情報として適当ではないものまで認めるわけではないことを示したものである。文案についてはさらに検討する。
4. 事業セグメントの識別について		

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
9) 事業セグメントの定義について 【会計基準案 6 項】	「立ち上げ中の事業」とは、例えば、新工場の開設、新製品及びサービスの導入、新地域での事業経営、新顧客層への事業展開、既存の工場における新たな製法の導入、新たな事業の立ち上げ等に伴い、先行投資を行っている事業について内部で財務情報を分離して把握している場合が想定されることを明示してはどうか。	文案の修正を検討する。
10) 持分法適用会社の取扱いについて① 【適用指針案 4 項】	最高経営意思決定機関に提供されている情報が持分法投資損益の算定に用いた財務情報の金額やこれらの比例持分の金額である場合に、セグメント情報上、その情報を開示するという事なのか、確認させて頂きたい。 適用指針案第4項の記述は、どのような場合にこうした開示が必要になるのかが明らかではないので（例えば、持分法適用会社が単独で報告セグメントを構成する場合についての規定なのか、又は持分法適用会社が報告セグメントの一部を構成するときも当てはまる規定なのか。）この点を明らかにすべきである。 持分法適用会社は、子会社ほどの支配力をもたないため、マネジメント・アプローチの趣旨からも、例え事業セグメントを構成していたとしても、財務情報の金額やこのうちの比例持分の金額を開示することは過度の開示ではないか。「あり得る」という記載ではなく、「できる」もしくは「妨げない」といった記載にすべきである。 持分法を適用している関連会社（及び非連結子会社）について開示される額は、持分法投資損益によらず、当該会社の財務情報の金額や比例持分の金額のこともありうるとされている。しかし、非連結子会社はそもそも重要性が乏しいことから連結されていないことを考慮すると、当該会社の財務情報の金額や比例持分の金額を開示する意義は乏しいと考えられる。	持分法適用会社が単独で事業セグメントを構成する場合も、報告セグメントの一部を構成する場合も想定されるが、最高経営意思決定機関に提供されている情報の取扱いに基づいて開示することとなる。さらに文案を検討する。 最高経営意思決定機関に提供されている情報の取扱いに基づいて開示することが必要であるため、任意規定とすることは適当ではない。
11) 持分法適用会社の取扱いについて② 【適用指針案 4 項】	持分法適用会社の開示については、持分法投資損益によらず、当該会社の財務情報の総額や比例持分を開示することがありえると規定しているが、これが、純額表示すべきものは内部報告が総額表示であっても純額にすべきであり、かつ持分法関連会社であっても内部報告に財務数値を用いている場合は、総額を開示することが求められる、ということであれば、そのような結論となった背景を説明願いたい。	持分法適用会社について、内部報告上、総額による管理をしているとすれば、マネジメント・アプローチの趣旨から、そのように開示すべきと考える。
5. 報告セグメントの決定について		

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
12) 集約基準について① 【会計基準案 10 項】	マネジメント・アプローチを適用する場合、集約基準は実務上、重要になってくると考えられるため、「セグメント情報の開示に関する会計手法」と同レベルにおける、各々の考え方や例示が必要ではないか。	現行の取扱いと公開草案は異なるアプローチに基づいている。このため、同じレベルの考え方や例示を示すことは難しいと考えられる。
13) 集約基準について② 【会計基準案 10 項】	集約基準の厳格すぎる適用は、企業規模、企業固有の組織、多角化等の違いによって同業間でも企業内財務情報を基礎とした情報開示レベルに差を生じさせることになり、企業間の情報開示の不公平性や競争上の不都合を起こす可能性が高く、これに対する配慮が必要である。また、セグメンテーションの考え方には、一定の条件の下で企業の主張・ポリシーが反映されるべきである。したがって、会計基準案 10 項の「要件のすべてを満たす場合に集約できる」は、「概ね全ての要件を満たす場合に集約できる」に修正し、会計監査において適正性を担保することが適切である。なお、「概ね」とする場合の理由付けとして、会計基準案 64 項に「類似する事業かどうかについては最高経営意思決定機関による多面的な判断も考慮すべきであり、単純に外形面での判断のみで決定されるものではない」といった内容の記載を加えたらどうか。 会計基準案 10 項(2)に関しては、適用指針案 9 項の「当該要件に該当すると判断するためには、それらの事業セグメントが・・・」は、「当該要件に該当すると判断するためには、原則としてそれらの事業セグメントが・・・」に修正するべきである。 また、会計基準案 10 項(3)に関しても「概ねすべての要素が類似している」としていただきたい。	公開草案のマネジメント・アプローチでは、事業セグメントの決定において企業の考え方を反映できる取扱いとしているものの、これを集約することについては一定の要件を満たす場合に限定している。（この点を再度検討するかどうかであるが、国際的な会計基準でも公開草案と同様の考え方が採られている。）
14) 集約基準について③ 【会計基準案 10 項】	企業にとっての開示の負担は、開示に係る事務処理上の負担しか考慮しておらず、内部情報を開示することにより生ずるその他の負担(不利益)に関しては考慮していないように思える。会計基準案 12 項に基づき事業セグメントを結合する際にも、基準案 10 項に掲げられている要件は重要となる。企業が当該基準を適用する際に開示における負担をどのように考慮すべきかに関する判断指標を提供するという意味においても、当該基準の設定の経緯を結論の背景において明らかにすべきである。	項目 3 の対応（案）のとおり、「競争上の障害」に関する対応・文案について検討する。
15) 類似の経済的特徴について 【会計基準案 10 項、適用指針案 9 項】	長期的に類似した業績の動向を示すことが見込まれる場合には、類似の経済的特徴を有することとされているが、例えば、1つの事業しかしていない会社で、支店単位で業績管理しているような場合、支店は同じ事業をしており、長期的な売上総利益率（平均値）も近似するので、報告セグメントを1つにしてしまうことも可能という理解でよいのか。	会計基準案第 10 項の集約基準を満たしている場合には、認められる。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
6. セグメント情報の開示項目と測定方法について		
16) 報告セグメントの概要について 【会計基準案 17 項】	「事業セグメントを識別するために用いた方法」については、括弧書で例が示されているが、「事業セグメントの集約方法等」については、具体的にどのような内容を開示しなければならないかが明らかでないので、例を示すべきである。	「事業セグメントの集約方法等」という表現の見直しを検討する。
	適用指針案開示例(1)1. で、「自動車部品事業」は自動車販売店に販売する自動車の交換部品を生産している・・・とあるが、会計基準第 17 項(2)が求める開示内容は「各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類」であり、販売先まで開示する必要はなく「自動車部品事業…自動車の交換部品」だけで足りるのではないか。	文案を検討する。
17) セグメント利益（又は損失）について① 【会計基準案 18 項、25 項、開示例】	会計基準案 18 項では、損益計算書のどの段階の利益（又は損失）を開示するのか明確にすべきである。 開示する利益（又は損失）をいずれのものとするかは、企業が適当に判断するものとしているが、その際の判断基準については明確に示されていない。当該判断についてより具体的な判断基準を基準案又は指針案において明示すべきである。	セグメント利益の開示は、事業セグメントに資源を配分する意思決定を行い、その業績を評価する目的で最高経営意思決定機関に報告される金額に基づいて行うものとされているが（会計基準案第 22 項）、特定の段階利益項目を指すものではない。その旨を結論の背景に記述することを検討する。
18) セグメント利益（又は損失）について② 【会計基準案 18 項、20 項】	公開草案は、マネジメント・アプローチを採用したため、開示すべきセグメント利益についても特段の規定はない。現実的には営業利益ベースの開示が多くなると思われるが、営業利益には利用者の関心が深い、負ののれんの償却・持分法投資損益・特別損益等が含まれていない。会計基準案 20 項は、こうした項目の開示すべき場合について定めた上で、「ただし、基本原則に照らして開示の必要性が乏しい項目については、開示を省略することができる。」としている。これら項目は財務諸表利用者のニーズが強く、開示が省略される場合は注記でその理由を明確にするよう修文することを提案する。	重要性を考慮して開示を省略した旨の注記を求めるかどうかを検討する。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
19) セグメント資産及び負債について 【会計基準案 18 項、19 項】	最高経営意思決定機関に報告される金額は、各社の管理会計上の金額になると思われるが、管理会計上、損益管理は行っているが、P/L 以外は作成していないような場合も考えられる。資産について「最高経営意思決定機関に報告されている金額」がない場合の取扱いが明示されていないと、実務が混乱すると思われる。 事業セグメントの開示項目に報告セグメントの資産・負債の額が含まれている。マネージメントアプローチの基本的な考えは、「企業は実際に最高経営意思決定機関に利用されている情報を基礎としてセグメント情報を開示すべきであり、開示のみを目的とした情報を作成することを要求すべきではない」（会計基準案 60 項）とされており、企業の最高経営意思決定機関に定期的に利用されている財務情報に資産・負債の額が含まれない場合の扱いが不明瞭となっている。企業の最高経営意思決定機関に定期的に利用されている情報、分離した財務情報に資産・負債の額が含まれない場合の扱いを明確に記述していただきたい。	公開草案では、事業セグメントに資産を配分していない場合にはその旨を注記することとされているが（会計基準案第 23 項）、さらに文案を検討する。 負債については、最高経営意思決定機関に定期的に提供され、使用されている場合に開示が必要とされている（会計基準案第 19 項）。
20) セグメント負債について 【会計基準案 19 項】	負債については、その他の重要な項目に含めることを検討いただきたい。	負債をその他の重要な項目に含めるかどうかを、検討する。
21) 研究開発費について 【会計基準案 20 項】	事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、使用されているときに開示する項目として、「研究開発費」も加えるべきではないか。	取扱いを検討する
22) 重要性について 【会計基準案 20 項】	事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、使用されているときに開示する項目は「基本原則に照らして開示の必要性が乏しい」場合には開示を省略することができる」とあるが、判断基準をより具体的に補足説明願いたい。	企業の規模や業種によっても異なると考えられ、具体的な判断基準を示すことは難しいと考えられる。
23) 測定値について① 【会計基準案 22 項】	マネジメント・アプローチを採用したことにより、セグメント情報の各項目の測定方法は財務諸表を作成するために採用する会計処理の原則及び手続に準拠することを求めないこととする公開草案の内容に同意する。	公開草案の取扱いを支持する意見である。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
24) 測定値について② 【会計基準案 22 項、23 項】	マネジメント・アプローチ採用に伴い、セグメント情報と財務諸表との間で区分方法や数値の測定方法が異なることがあるが、その採用主旨を考慮すれば、セグメント情報の各項目の測定方法について、財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠しないことは止むを得ないものと考えられる点確認願いたい。	公開草案では、セグメント情報の各項目の測定方法について、財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠することを求めている（会計基準案第 74 項）。
25) 測定方法の開示について 【会計基準案 23 項】	会計基準案 23 項に「(1) 報告セグメント間の取引がある場合、その会計処理の方法」を開示することになっているが、「その会計処理の方法」に関する開示方法について、念のため詳細に記載いただきたい。 会計基準案 23 項(1)では「報告セグメント間の取引がある場合、その会計処理の方法」の開示を求めているが、指針の開示例では「・・・市場実勢価格に基づいている」、「・・・第三者間取引価格に基づいている」と記載されている。開示例で示されている内容は、会計処理というよりは、「価格決定方法」である。この開示を求めているのであれば、23 項(1)は「報告セグメント間の取引がある場合、その価格決定方法」と記載したらどうか。一方、この開示にどれほどの意味があるのか疑問である。セグメント間取引について通常取引と著しく異なる価格設定をしている場合にのみ開示を求める内容に修正すべきである。なお、取引毎の会計処理を個別に調査することは相当な手間を要する場合も考えられる。したがって、この開示を求めるのであればその必要性等を「結論の背景」等に明示する必要がある。 測定方法に関する事項として「差異の内容が明らかでない場合、その内容」を、差異調整に関する事項の開示からはその内容が明らかでない場合に、開示しなければならないとしている。ここでどのような場合が、「差異調整に関する事項の開示からその内容が明らかでない場合」に該当するかが明らかでないので、この点を明確にすべきである。	当該項目の開示の必要性を含め、再度検討する。（コメントのとおり、「会計処理の方法」とは何を想定しているのかが分かり難い。実際に「価格決定方法」を想定しているのであれば、コメントにあるように「価格決定方法」とすることも考えられる。また、「通常取引と異なる価格設定の場合にのみ開示」及び「この取扱いを定めた経緯」についても検討する。） 会計基準案第 23 項に記載のとおりであり、公開草案の修正は不要と考える。
26) 合理的な基準による配分について 【会計基準案 22 項、75 項】	マネジメント・アプローチを採用した際の報告セグメントの決定の適正性、又は特定の収益、費用、資産若しくは負債を各事業セグメントに配分する場合の基準の合理性を監査上どのように判断するかについて、実務上の混乱が生ずるおそれがあるのではないか。 また、そもそもマネジメント・アプローチを採用した場合、会計帳簿からではなく、それとは関係のない社内の管理資料等に基づきセグメント情報が作成されることも考えられるが、そのような財務情報を会計監査の対象とすることが適切なのか疑問である。	同様の会計基準が米国で採用されており、監査上の大きな問題は想定していない。 なお、会計監査の対象範囲については、当委員会の検討の対象外である。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	最高経営意思決定機関に報告される財務情報において、仮に特定の収益等が合理的な基準に従って配分されていない場合、報告セグメントの開示において合理的な基準に基づいて配分し直すこともありうる、ということによいか。	マネジメント・アプローチとはいえ、その配分は合理的な基準による必要がある
	企業として合理的な費用配分と考えているのに合理的ではないと誰がどのように判断するのか。また基準に合わせ実情に即して配分した結果、マネジメント・アプローチからかけ離れた数値となっても問題はないと理解してよいか。	合理性については、総合的に判断すべきと考えられる。公開草案では費用等を配分する場合には、それが合理的な基準に基づく必要があるとされている。
	会計基準案 22 項で「特定の収益、費用、資産又は負債を各事業セグメントの利益（又は損失）、資産又は負債に配分する場合には、企業は、合理的な基準に従って配分しなければならない」とされている一方、23 項(6)では、「事業セグメントに対して不均整な配分がなされている場合」について規定されている。両者の関係を明確に記載すべきである。	文案の修正を検討する。（「不均整な配分」という表現の見直しを検討する。）
27) 合理的な基準の指針について 【適用指針案 12 項】	合理的な基準は各企業の実情に即して選択することになるのは理解できるが、適用指針案第 12 項において一定の指針を示しているとはいえない。「セグメント情報の開示に関する会計手法」と同レベルの記述内容が必要ではないか。	会計制度委員会報告第 1 号「セグメント情報の開示に関する会計手法」の記述を参考に文案の修正を検討する。
28) 不均整な配分について 【会計基準案 23 項(6)】	確かに、マネジメント・アプローチを採用した場合、特定資産を事業セグメントに配分することなく、関連する費用のみを配分することも考えられるが、そのような不均整な配分がなされている理由は、財務諸表利用者にとって重要な情報と思われる。会計基準案 23 項が、不均整な配分がなされている場合に、その理由の開示を要求していない理由を明らかにすべきである。	取扱いを検討する。（なお、「不均整な配分」の表現は、項目 26 の対応(案)のとおり、見直しを検討する。）

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
29) 差異調整について 【会計基準案 24 項】	（会計基準案 24 項では、開示される報告セグメントの各項目について、報告セグメントの合計額とその対応する科目の財務諸表計上額との差異調整に関する事項を開示しなければならないとしているが、）マネジメント目的の数値との連結対象範囲の差を差異調整の中を含めるべきか明示いただきたい。	報告セグメントの合計額に含まれない子会社等の数値が差異調整に含まれることは会計基準案第 24 項より明らかである。
30) 差異調整に関するセグメント情報の開示方法について 【適用指針案 開示例】	開示例「3 報告セグメントの利益（又は損失）、資産および負債等に関する情報」における合計欄は差異調整前の数字であり、連結財務諸表における数字と異なる。「その他」セグメントの右に欄を設け、「合計」が連結財務諸表と合致する工夫をしてはどうか。 開示例として「4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額の差異の調整」が示され、会計基準案 24 項に基づいて、報告セグメントの売上等の合計額から調整が開示されている。一方、報告セグメントの開示例である「3. 報告セグメントの利益（又は損失）、資産及び負債等に関する情報」では、報告セグメント合計の欄がないことから、4. の各表との関係を明らかにし一層分かりやすくするために、「報告セグメント合計」の欄を追加してはどうか。	開示例の様式について修正を検討する。
7. 継続性について		
31) 規定方法について 【会計基準案 15 項、26 項、69 項、78 項】	セグメント範囲の変更については、量的基準の変更による場合と、組織変更等による変更の場合とで規定を分けているが、前者は変更の影響を開示しやすいが、後者は変更影響が開示しにくい点、あえて規定を分けている点について、明確に記載する必要があると思われる。表面だけ見ると、「範囲の変更」という同一事象について、2 つの規定が存在しているだけでも読めてしまい、実務が混乱する可能性もあると思われる。	「量的基準の変更」を「セグメント区分の変更」として取り扱うべきか、取り扱うとすれば、「セグメント区分の変更」の定めとして、「組織変更等による変更」とあわせて規定すべきかについて、検討する。
32) 会計方針の変更か、追加情報か 【会計基準案 15 項、23(5)項、26 項、35 項】	「量的重要性の変化」、「事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更」、「組織変更等によるセグメントの区分方法の変更」及び「適用初年度の変更」について、当該変更が会計方針の変更として扱われるのか、又は追加情報として扱われるのかが明らかでないため、当該変更の位置づけを明らかにすべきである。	取扱いを検討する。（公開草案では、明らかにされていなかった点である。最終公表の段階でどのように取り扱うかを検討する。）
33) 実務上の負担について 【会計基準案 26 項、27 項】	「すべての項目」について記載することは、実務上困難である場合も多いと考えられるため、会計基準案 26 項で求める注記は、利益（又は損失）及び資産の額に限定の上、20 項及び 21 項の項目は任意の記載とし、27 項の「一部の項目について記載することが実務上困難な場合は、その旨及びその理由を注記」の箇所は削除していただきたい。	過度な負担を要することとなる場合の取扱いについては、会計基準案第 27 項に定めるとおりであるが、さらに検討する。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	企業の内部管理（組織、事業区分等）の手法は継続性を求められるものではなく、経営管理上最善と考えられる手法を採用していくのが通例である。したがって、内部管理で採用されている測定方法などは変更により、セグメント区分の変更も頻繁に行われる可能性が高いと考えられる。現在、「過年度遡及修正」についての議論が進められているが、これにより過度な負担が作成者に生じないよう一定の配慮がなされる必要があると考える。 セグメント区分方法の変更に関して、「影響額を注記する、または注記できない理由を注記する」としているが、セグメント情報に与える注記が軽微なものについては、注記を行わなくてもよいという選択肢も検討願いたい。	過度な負担を要することとなる場合の取扱いについては、会計基準案第27 項に定めるとおりであるが、さらに検討する。
34) 過年度遡及修正を適用すべきである。 【会計基準案 15 項、26 項】	当協会が平成 17 年に検定会員を対象に行ったアンケート調査によると、セグメント情報はアナリストにとって P/L、B/S、キャッシュ・フロー計算書に次いで重要な情報源であり、その時系列比較は将来キャッシュ・フローの予測にも必須な情報である。また、セグメント情報の時系列比較は経営者にとっても経営の根幹に係るものであり、当然把握しているケースがほとんどであると思われる。さらに、わが国においても過年度遡及修正が導入されようとする中で、セグメント情報に関しても同様の取り扱いを導入すべきである。ここから、15 項および 26 項の上記部分を次のように修文することを提案する。 「その旨及びセグメント情報に与える影響を注記し、前年度のセグメント情報を、当年度の報告セグメントの区分により作り直したものと比較して開示しなければならない」 マネジメント・アプローチによって、企業間での比較可能性に懸念が残るとするならば、個々の企業について、当期と前期とのデータ間で比較可能性を確保することは、必要な処置であり、「過年度情報の修正再表示規定」を加えることを提案する。	検討する。（公開草案では、現状の実務の取扱いとした論点であり、最終公表の段階でどのように取り扱うかは要検討。）
8. 関連情報の開示について		

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
35) 製品及びサービスに関する情報について 【会計基準案 29 項、適用指針案 14 項】	報告セグメントに加えて製品及びサービスの情報を把握することや、適用指針案14項にある条件に該当するかを判定することは企業にとって相当の負担となる。会計基準案5項の基本原則の考え方に則り、任意開示としていただきたい。	当該関連情報の趣旨は会計基準案第 80 項のとおりであり、財務諸表利用者にとって重要な情報と考えられ、任意開示とすることは適当ではないと考える。なお、会計基準案第 28 項のとおり、セグメント情報として当該関連情報と同様の情報が開示されている場合には、当該関連情報の開示は求められていない。
36) 地域に関する情報について ① 【会計基準案 30 項】	「セグメント情報の開示に関する会計手法」では、地域別セグメント情報を「国又は地域ごとに開示すること」とし、国と地域とを同水準で取り扱っている。基準案には、どのような理由で、国別の情報を優位に扱う必要があるかについて明らかにすべきである。 指針第15項に該当するかを国別に判定することは企業に相当な負担となる場合があり、地域別の重要性判断を基本としても良いのではないかと。したがって、基準第30項のなお書き以降は、「本項に定める事項に替えて」とすべきである。	国別の情報を、地域の情報に比べて優位と判断した理由について記述する方向で検討する。
37) 地域に関する情報について ② 【会計基準案 30 項】	事業活動を行う地域について売上高と有形固定資産の額を開示することとされている。売上高については、現行開示している「所在地別セグメント情報」による売上高なのか、「海外売上高」による売上高なのか基準が明確に記載されていないため、企業間での対応がまちまちなことが予想される。売上高の基準を明確に記載していただきたい。 また、金融商品取引法（連結財務諸表規則第15条の2の2〔セグメント情報の注記〕）のセグメント情報の注記の定めとの整合性を図っていただきたい。	会計基準第 30 項では外部顧客に焦点を当てた開示を要求している。また、地域を分類した基準についても明らかにすることとしている。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
38) 地域に関する情報について ③ 【会計基準案 30 項】	従来のわが国のセグメント情報では、出荷地を基準として開示される「所在地別セグメント情報」と仕向地を基準として開示される「海外売上高」の双方が開示されてきた。今回の基準案における「地域に関する情報」では、「国内の外部顧客への売上高に分類した額と海外の外部顧客への売上高に分類した額」の開示が求められているが、これは前者の出荷地を基準とした開示ではなく、仕向地を基準とした開示を要求していると理解される。しかしながら、「事業活動を行う地域」と表現すると、出荷地を基準とした開示を要求しているとも理解されるのではないかと考えられる。したがって「会計基準案30項 地域に関する情報」の1行目において、「企業は、事業活動を行う地域について、次の事項を記載する。」とあるが、「企業は、地域に関する情報として、次の事項を記載する。」としてはどうか。	文案の修正を検討する。
39) 主要な顧客に関する情報について 【会計基準案 31 項】	主要な顧客に関する情報の開示は、新たな開示項目となり、企業側の負担が増加し、決算の開示早期化の障害となることが予想されること、及び企業によっては顧客又は仕入先との守秘義務等の関係で開示できない場合があることから開示項目から除外するようご検討いただきたい。 報告セグメントに加えて主要な顧客に関する情報を把握することや、指針案17項にある条件に該当するかを判定することは企業にとって相当の負担となる。会計基準案5項の基本原則の考え方に則り、任意開示としていただきたい。	「主要な顧客に関する情報」については、これまでに有価証券報告書の非財務情報としてすでに開示されていた項目である。 公開草案では、新たに「同一の企業集団に属する顧客に関する取扱い」に言及しているが（会計基準案第 84 項）、企業が知り得る場合の取扱いとして定めており、大きな負担になることはないと考える。
9. 固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報の開示について		
40) 開示を求めた理由【会計基準案 85 項から 87 項】	会計基準案87項では、「検討の結果、当委員会は、本会計基準において、固定資産の減損損失の報告セグメント別情報の開示について定めることとした」と記載されているが、開示について定めた理由が明らかにされておらず、説明不足である。	文案の修正を検討する。（減損損失の開示を求めた理由については、公開草案において説明はされていると考えるかどうか。）

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
41) グループ ングについて 【会計基準案 32 項】	「損益計算書に固定資産の減損損失を計上している場合、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除き、報告セグメント別の内訳を開示しなければならない。」としているが、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」は、減損損失を認識する単位としての資産のグルーピングを、「実務的には、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を考慮して」行われる、と考えられるとしている。このように、両者の区分において用いられる基準が異なっているにもかかわらず、基準案においては、その関係が明らかにされていない。管理会計上の区分がマネジメント・アプローチを採用した際の報告セグメントの区分に含まれる場合、又は同一の区分である場合には、問題が生じないが、これらの区分が異なるときには、減損損失の内訳をどのように開示すべきかが問題となるので、両者の関係を明らかにすべきである。	文案の修正を検討する。（財務諸表上認識された減損損失の報告セグメントへの配分の仕方と、減損損失の計算方法やこれを認識する際のグルーピングの方法は必ずしも同じものではないと考えられるがどうか。）
42) セグメント に配分しない場 合について 【会計基準案 32 項】	現行の「事業の種類別セグメント情報」においては、重要な減損損失を認識した場合に、各セグメントへの影響額を記載するものとしていることから（連結財規様式第 1 号記載上の注意第 7 項）、本基準案においても、減損損失が重要でない場合についてのみ、その配分をしないことが認められるのか、又はそれ以外の理由によっても減損損失を報告セグメントに配分しないことが認められるのかを明らかにすべきである。なお、重要性以外の理由により報告セグメントに配分しないことが認められるのであれば、減損損失が報告セグメントに配分されない理由も、その額及びその内容とともに開示すべきとも考えられる。 減損損失情報の開示について、重要性基準の適用による開示の省略を認める旨を明記することが望ましいと考える。	公開草案では、減損損失を報告セグメントに配分しない理由は、減損損失が重要でない場合に限定されていない。 会計基準案第 20 項及び第 21 項にのみ個別に重要性基準の取扱いを定めたため、他の規定については、重要性の適用がないような誤解が生じている。会計基準案第 20 項及び第 21 項の重要性基準についての記述を削除し、これを削除した経緯を結論の背景に記述することを検討する。
10. のれんに関する報告セグメント別情報の開示		
43) 開示を求め た理由【会計基 準案 88 項】	会計基準案 88 項の財務諸表利用者にとって有用な情報であるという理由を記載するだけでは、作成者である企業の負担についての考慮がなされているのかが不明であり、説明不足である。	文案を検討する。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
44) 重要性について 【会計基準案 33 項】	のれんに関する情報の開示について、重要性基準の適用による開示の省略を認める旨を明記することが望ましいと考える。	重要性の取扱いについての見直しは、項目 42 の対応（案）にて対応する。
1 1. 適用時期その他		
45) 前年度の取扱いについて① 【会計基準案 35 項、36 項、37 項】	前年度のセグメント情報を本会計基準に準拠して作成することは、実質的に平成 20 年 4 月 1 日以降開始する連結会計年度又は事業年度から適用することになり、企業側の負担が大きくなり、決算の開示早期化の障害となることが予想される。負担の軽減を考慮し、適用初年度は当該年度のみ開示としていただきたい。	比較情報の必要性について再度検討する。ただし、実務の負担を考慮して、「実務上困難な場合」の取扱いを定めている。
46) 前年度の取扱いについて② 【会計基準案 37 項】	「前年度の連結財務諸表の注記事項として、本会計基準に準拠した場合と同様の情報が開示されている場合には、本会計基準に準拠して作成した前年度のセグメント情報を開示することを要しない。」としている。当該取扱いは、本基準の早期適用という位置づけではないので、前年度において現行のセグメント情報の開示に加え、本会計基準による情報が開示されている場合に認められると思われるが、基準案 37 項からではそのことが明らかでない。	会計基準案第 37 項は、新しい会計基準に基づくセグメント情報が、従来の基準によった場合と大きく変わらない場合の取扱いである。誤解のない表現への修正を検討する。
47) 実務上困難な場合について 【会計基準案 27 項、29 項、36 項】	組織変更による区分変更、製品・サービスに関する情報、適用初年度における前年情報に関し、実務上困難な場合には、注記又は開示に代えて、その旨及びその理由を記載しなければならないとの規定となっているが、実務上の困難そのものが理由にならないとすれば、具体的にどのような記載であれば十分合理的な理由と認識されるのか例示いただきたい。	「実務上困難」とする状況について記載することとなると考えられる。
48) 四半期財務諸表について	四半期財務諸表におけるセグメント情報等の取扱いについては、別途検討とのことであるが、作成者である企業に 45 日以内の四半期報告書開示が義務付けられている点を十分に踏まえ、現行の半期報告書における開示内容を軽減（資産の開示は不要とする等）した内容とする必要がある。	年度の財務諸表のセグメント情報等の開示の検討終了後の検討事項である。
49) 内部統制報告書について	セグメント情報の各項目の測定方法について、「財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続きに準拠することを求めない」ことが会計基準案 74 項に記載されている。したがって、本会計基準案に基づくセグメント情報の開示は、内部統制報告書の対象とはならないことを明確化する必要があると考える。	当委員会の検討の対象外である。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
50) 用語について	（会計基準案 4 項）セグメント情報等の開示は、「財務諸表利用者が、企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるように」適切な情報を提供するものでなければならないとするが、ここで、過去については「業績」を、将来については「キャッシュ・フロー」を掲げていることに特別の理由があるのか。	当委員会の公表した討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第 2 章第 1 項においても、財務諸表の目的は、投資家が将来キャッシュ・フローを予測するのに役立つ企業成果等を開示することであるとされている。
	「予測を適切に評価」という表現はわかりづらい。監査委員会報告第 53 号「セグメント情報の監査に関する実務指針」の表現「企業の過去の業績及び将来の見込みについて正しい判断を下すための・・・」のほうがわかり易いのではないか。	文案を検討する。（監査委員会報告第 53 号に近い表現も検討されたが、公開草案では、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」に近い表現を採用した。）
	（会計基準案 6 項）「分離した財務情報」という表現は「独立した財務情報」という表現に統一してはどうか。	「独立した」と「分離した」のどちらが適当とかを検討する。
	（会計基準案 10 項（3）①）「製品及びサービスの内容又は使用目的」における「サービスの使用目的」の意味が理解し難い。	文案を検討する。
	（会計基準案 10 項（3）②）「製品及びサービスの製造方法又は製造過程」における「サービスの製造方法又は製造過程」の意味が理解し難い。	文案を検討する。
	（会計基準案 16 項（2））「報告セグメントの利益（又は損失）、資産及び負債並びにその他の重要な項目の額（18 項から 21 項）及びその測定方法に関する事項（22 項及び 23 項）」における「および」と「並びに」の使用方法に違和感がある	項目 20 の対応（案）と合せて検討する。
	（会計基準案 21 項）「持分法適用会社への投資額」を開示することとされているが、「投資額」では、持分法適用会社への融資も含まれるのか明確ではないため、純粋な出資額のみを開示させる趣旨であれば、「持分法適用会社への出資額」とした方がよいと考える。	純粋な出資額のみを開示する趣旨ではなく、持分法適用会社への持分法適用後の投資額を開示する趣旨である。財規第 8 条の 9 において使われている表現と同様の表現としている。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	（会計基準 22 項等）「配分」という用語を使用しているが、「配分」という用語の意味には、特定のセグメントに賦課（又は直課）するものと、一定の基準に基づきセグメントに配賦するものとが含まれているように思える。賦課と配賦で用語を分けるべきである。	表現について検討する。（文脈で十分に判断できると考えられ、これらをまとめて「配分」と表現を統一することで問題ないと思われる。）
	（会計基準案 47 項）会計情報の比較可能性は、会計情報が有用であるために必要とされる最低の基礎的な条件とされたとしながら、「意思決定有用性を直接的に判定する特性とは考えられない」としている。ここで「有用」という用語を、会計情報の比較可能性という点について、肯定的な意味と否定的な意味で使用しているが、会計情報が有用であるということは意思決定有用性もあるようにも考えられ、当該記述の理解が困難である。	比較可能性は、有用であるための「最低限の基礎的な条件」であるが、有用性を「直接的に判定する規準」とは考えられていないという趣旨である。
	（適用指針案開示例）「包括的な総合戦略」という表現は「馬から落馬」になっているのではないか。	文案を検討する。
	会計基準案 38 項に記載されているとおり、当協会が公表した会計制度委員会報告第 1 号「セグメント情報の開示に関する会計手法」等は、改廃されることが想定されるので、例えば、会計基準案 11 項(1)「セグメント間の内部売上高又は振替高」、会計基準案 29 項「同種・同系列」の内容に関する説明が必要と考える（特に「同系列」の意味が不明確であるため）。	文案を検討する。
51) 各規定の記載場所について	（会計基準案 57 項）最高経営意思決定機関の例示については、基本的かつ重要な事項であるため、結論の背景ではなく、本文（8 項）に記載すべきである。	基準本文の定めの例示であり、公開草案でも特に問題ないとする。
	（会計基準案 78 項）78 項はセグメントの区分方法の変更（会計基準案 26 項）に対する結論の背景として記載されているが、「この場合、前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報や、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作り直した情報を開示することが考えられる」というのは、いずれの方法も認められるという意味であれば、それを明確にした上で、会計基準の本文に記載すべきである。	いずれの方法も認められるが、例示であり、公開草案でも特に問題ないとする。ただし、この点は、公開草案の扱いを見直す可能性がある。
	（適用指針案 5 項）複数のセグメントの区分方法がある場合の取扱いは、基本的な取扱いであるため、適用指針ではなく、会計基準の本文に規定すべきである（これに応じて、適用指針案 20 項の記載位置も検討すべきである）。	記述する場所について検討する。
	（適用指針案 14 項から第 16 項）関連情報に関し、製品及びサービスに関する情報、地域に関する情報の重要性の判断基準が数値をもって示されているが、当該数値を規準として開示するか否かが分かれるのであれば、会計基準案 11 項と同様、会計基準本文において示すべきである。	記述する場所について検討する。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

審議事項（１）

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	（適用指針案 17 項）主要な顧客の定義が適用指針で記載されているが、会計基準に規定すべきである。	記述する場所について検討する。
	基本原則の取扱いである会計基準案 53 項、会計基準案 54 項は、重要な取扱いであるため、結論の背景だけではなく、本文にも記載すべきではないか。	基準本文の解釈であり、公開草案の扱いでも特に問題ない考える。
	セグメントの区分方法の継続性に関して重要な取扱いであるため、適用指針ではなく、基準で定めるべきではないか。（セグメント区分を変更した場合の取扱いは、基準に記載されているが、そもそもの継続性の概念については、適用指針にのみ記載されている点、違和感がある。）	記述する場所について検討する。

以 上

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。